

苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による環境変化に応じた業態やサービス提供方法等に対応するため、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者・小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が実施する施設整備や販路拡大等の生産性向上に要する経費を支援することにより、中小企業者等の事業継続とコロナ収束後の事業展開及び地域経済の活性化を図ることを目的として、苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、苓北町補助金交付規則（平成19年苓北町規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の補助対象者は、中小企業者等のうち、町税等の未納がない者であって、苓北町暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団等でない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に店舗を有する者で、町内に住所を有する法人又は個人事業者
- (2) 町外に店舗を有する者で、町内に住所を有する法人又は個人事業者
- (3) 町内に住所を有しない者で、町内に店舗を有する法人又は個人事業者

(補助対象経費)

第3条 補助金の補助対象経費は、別表に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じた額とし、60万円を上限とする。

- 2 補助金の交付は、同一補助対象者に対して1回限りとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 見積書の写し
- (4) 履歴事項全部証明書（個人事業者にあつては住民票の写し）
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出を受けたときは、現地での実態の確認など、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すべき者（以下「補助対象者」という。）と決定したときは、苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付することが不適当と決定したときは、苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(交付決定の取消)

第7条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとするとき、又は補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したことが明らかになったとき。
- (3) 前2号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の命令・指示に従わなかったとき。
- (4) 前3号の規定は、補助事業等について交付すべき額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするとき(概算払を受けようとするときを含む。)は、苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金請求書(様式第5号)により補助金を請求するものとする。

- 2 前項の規定により概算払が請求できる補助金の補助対象経費は、別表に定める改修費及び機械・装置等費とする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、原則として事業終了後に交付する。ただし、前条第2項の規定による請求があった場合は、この限りでない。

(補助事業の内容変更)

第10条 補助事業者は、第6条第2項の規定による交付決定通知を受けた後、事業の内容等に変更が生じたときは、苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金計画変更承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更の申請に係る内容等が適正であると認めたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付決定額の変更を伴う変更の承認をした場合 苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金交付変更決定通知書(様式第7号)
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更の承認をした場合 苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金計画変更承認通知書(様式第8号)

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了した日から30日以内に、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金実績報告書(様式第9号)
- (2) 当該事業に属する収支決算書
- (3) 当該事業の内容がわかる写真及び支払いに係る請求書(内訳がわかるもの)、領収書の写し
- (4) リース・レンタル料、店舗等借入費等については、契約書の写し
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、関係書類を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額

を確定し、速やかに苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第13条 町長は、第7条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金を受けたものに対し、苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金補助金返還請求書（様式第11号）により期限を定めてその返還を請求するものとする。
- 2 補助対象者は、補助事業完了後において、その後の事情の変更により事業を継続することが出来なくなった場合は、補助金の全部若しくは一部を返還しなければならない。また、返還については、町長と協議のうえ決定するものとする。
- 3 前項において、本事業において取得した資産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を基礎とする。
- 4 本条第1項及び第2項により補助金返還請求を受けた補助事業者は、期限までに補助金を返還しなければならない。

（状況の報告）

- 第14条 補助事業者は、補助金の確定の通知を受けた日の翌月から1年間、四半期ごとに経営の状況を苓北町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業状況報告書（様式第12号）により報告しなければならない。また、それ以降についても、町長からの要求があったときは、当該要求に係る事項を書面で町長に報告しなければならない。

（その他）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。